

衆議院総務委員会ニュース

平成 20.1.30 第 169 回国会第 2 号

1 月 30 日、第 2 回の委員会が開かれました。

- 1 国民生活等の混乱を回避し、地方団体における予算の円滑な執行等に資するための地方税法の一部を改正する法律案（石田真敏君外 4 名提出、衆法第 3 号）
- ・提出者石田真敏君（自民）から提案理由の説明を聴取しました。
 - ・提出者石田真敏君（自民）、葉梨康弘君（自民）、土屋正忠君（自民）、萩原誠司君（自民）及び谷口和史君（公明）に対し質疑を行いました。
 - ・林田彪君（自民）から質疑終局の動議が提出され、採決を行った結果、可決されました。
 - ・本法律案について採決を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。（賛成 - 自民、公明）

（質疑者及び主な質疑内容）

萩生田 光 一君（自民）

- ・本法律案において自動車取得税及び軽油引取税の暫定税率等の適用期限を 2 ヶ月間延長させることの意義は何か。
- ・軽油引取税の暫定税率の適用がなくなった場合、国民生活にどのような影響が及ぶと考えるか。
- ・本法律案の対象となっているもの以外の特例措置の取扱いはどうなるか。

- ・国民生活等の混乱を回避するためのセーフティネット法案と位置づけられている本法律案は誰のためのセーフティネットであると考えているか。
- ・地方税法等の一部を改正する法律案の議論を始める前に本法律案を提出することとしたことの真意は何か。
- ・自動車取得税及び軽油引取税の暫定税率の存続につなげるための本法律案を今成立させることは国民の判断の余地を奪うとともに国会軽視となるのではないか。

榊 屋 敬 悟君（公明）

- ・地方税法等の一部を改正する法律案提出後、本法律案を提出することの真意は何か。
- ・自動車取得税及び軽油引取税の暫定税率の適用がなくなった場合、地方団体の財政運営にどのような影響が及ぶのか。
- ・自動車取得税及び軽油引取税の暫定税率の適用がなくなった場合の地方税収の減収見込額はどの程度となるか。

塩 川 鉄 也君（共産）

- ・本法律案を本日採決しなければならないとする理由は何か。
- ・十分な審議が必要であるところ、短時間の審議で本法律案を可決すべきものとするものの真意は何か。
- ・本法律案において自動車取得税及び軽油引取税の暫定税率等の適用期限を 60 日とした真意は何か。
- ・自動車取得税及び軽油引取税の暫定税率の存廃等について国民の判断を仰ぐため十分な時間をかけて審議すべきではないか。

逢 坂 誠 二君（民主）

- ・いつ、どのような状況であれば国民生活に混乱を与えることなく暫定税率の変更等のための議論ができると考えるか。